

様式第 4 号

下松市避難行動要支援者避難支援制度における
避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る
秘密の保持に関する誓約書（兼）受領書

下松市長 様

下松市避難行動要支援者避難支援制度における避難行動要支援者名簿及び個別計画の受領に関し、下松市個人情報保護条例（平成 16 年下松市条例第 7 号）の趣旨を尊重し関係規定を遵守するとともに、情報漏洩及び私的利用しないことを誓います。

区分	[] 民生委員	[] 自主防災組織
	[] 消防本部	[] 消防団
	[] 警察署	[] 社会福祉協議会
対象者数	名分	
返却期限	年 月 日	

避難行動要支援者名簿及び個別計画を受領しました。

また、受領した避難行動要支援者名簿及び個別計画は、上記の返却期限までに返却します。

整理番号：

年 月 日

住所又は
団体の所在地 _____

氏名又は
団体名及び代表者名 _____

【 遵守する事項 】

1 個人情報保護に関する基本事項

- ① 知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- ② 知り得た情報を目的外（災害時の避難支援、情報提供、安否確認以外）に使用しないこと。
- ③ 知り得た情報を避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）、又は個別計画以外に記録しないこと。
- ④ 知り得た情報の取扱いは、名簿及び個別計画を市へ返却した後も同様とすること。

2 名簿及び個別計画の管理等

- ① 使用者を限定すること。
- ② 原則として、施錠可能な保管庫等で保管すること。
- ③ 複製及び複写はしないこと（必要な場合は市の承認を得て行うこと。）。)
- ④ 情報を電子計算機で管理しないこと。
- ⑤ 搬送する場合は、閉鎖可能なカバン等に収納すること。
- ⑥ 他人の目に触れないよう配慮すること。
- ⑦ 返却期限前に処分する場合は、市に申し出ること。
- ⑧ 返却期限までに市に返却すること。

3 その他

- ① 上記のほか、漏洩、滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- ② 名簿の紛失又は漏洩が発生した場合は、直ちに市に報告し、その事後処理に市と共にあたること。
- ③ 本件制度と無関係の避難行動要支援者の個人のプライバシーに関することを知る機会があった場合も、「1 個人情報保護に関する基本事項」を遵守すること。